

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（窒素酸化物総量削減計画）</p> <p>第二条 法第七条第一項の窒素酸化物総量削減計画（以下この条において「窒素酸化物総量削減計画」という。）は、平成三十三年三月までに二酸化窒素に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標量及び窒素酸化物総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（粒子状物質総量削減計画）</p> <p>第三条 法第九条第一項の粒子状物質総量削減計画（以下この条において「粒子状物質総量削減計画」という。）は、平成三十三年三月までに自動車排出粒子状物</p>	<p>（窒素酸化物総量削減計画）</p> <p>第二条 法第七条第一項の窒素酸化物総量削減計画（以下この条において「窒素酸化物総量削減計画」という。）は、平成二十三年三月までに二酸化窒素に係る大気環境基準がおおむね確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標量及び窒素酸化物総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（粒子状物質総量削減計画）</p> <p>第三条 法第九条第一項の粒子状物質総量削減計画（以下この条において「粒子状物質総量削減計画」という。）は、平成二十三年三月までに自動車排出粒子状物</p>

質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。

2・3 (略)

質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準がおおむね確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。

2・3 (略)